

監査委員告示第8号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和元年10月31日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 令和元年9月27日（金）
- 2 監査対象部局及び監査の対象

市長直轄組織（人事秘書課）

- (1) 定員適正化に向けた取り組み状況について
- (2) 会計年度任用職員制度導入に伴う経費等の将来予測について
- (3) 時間外勤務状況縮減に向けた取り組みについて

学研企画課

- (1) 庁内LAN維持管理事業、基幹業務システム維持管理事業について（令和元年度分）
- (2) 今年10月からの消費税率引き上げに伴う、電算システムの改修状況について
- (3) がんばる地域応援事業助成金について
- (4) ふるさと応援事業補助金に係る補助団体への指導等について

観光商工課

- (1) プレミアム付商品券（増税対策分）事業の進捗状況について（令和元年度8月末時点）
- (2) 首都圏人材京都還流促進事業の進捗状況について（令和元年8月末時点）
- (3) 木津川アート開催に向けた活動状況について（令和元年8月末時点）
- (4) がんばる地域応援事業助成金について

追加資料

平成30年度木津川市商工会の決算書等

平成30年度決算審査において、監査委員より提出が求められたものです。

農政課

- (1) ほ場整備促進事業の進捗状況について（令和元年度8月末時点）
- (2) 山城町森林公園施設の長寿命化に係る取り組みについて（令和元年8月末時点）
- (3) 森林環境譲与税活用事業の進捗状況について（令和元年8月末時点）
- (4) 農で頑張る協議会の活動状況について（令和元年8月末時点）

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【人事秘書課】

来年4月に会計年度任用職員制度に移行し、嘱託職員、臨時職員は会計年度任用職員として位置付けられるが、当制度の概要について、十分かつ丁寧な説明を行なうとともに、円滑に制度移行出来るよう、安定した人員の確保に努められたい。

次に、保育園、幼稚園の民営化に伴い、多額の委託料が発生するが、これらのコストが人件費を上回ることはないよう注意を払うとともに、人員配置については、市役所内全体のバランスを十分考慮されたい。

【学研企画課】

ふるさと応援事業に取り組んでいる団体に対して、経費処理の基本ルールに基づき指導が行なわれていることは評価出来る。引き続き指導に努められたい。

【観光商工課】

毎年、市商工会が行なう市内の小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図る取組に対して、市から補助金を交付しており、当補助金については定期的に金額の見直しが行われ、減額が図られているところであるが、その金額の妥当

性について、今後も市商工会との協議を進められたい。また、市商工会が当補助金に頼らず、自らの自主財源で運営出来るよう、引き続き指導を行なわれたい。

【農政課】

現金の管理についてであるが、不十分であると言わざるを得ない。

執務室内を確認したところ、保管している現金、現金台帳に入力された金額、領収書控の金額が合致しないことから、現金を取り扱った際には、現金台帳への入力を徹底するとともに、日々の残高確認を実施されたい。また、保管している現金については、定期的に通帳、市会計への入金を行なう等、適正な管理に努められたい。それから、施錠された場所で保管するのが原則であるが、鍵の所在が不明瞭であったことから、常日頃から施錠を行ない、必要に応じて解錠して使用するよう、徹底されたい。